

第3章 消防用設備等の設置単位

第10 水噴霧消火設備等の設置に係る取り扱い

第3章 消防用設備等の設置単位

第 10 水噴霧消火設備等の設置に係る取り扱い

政令第 13 条第 1 項に規定する水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備（この項において「水噴霧消火設備等」という。）の設置に係る取り扱い及び解釈は、次による。

1 防火対象物の道路の用に供される部分

政令第 13 条第 1 項の表に規定する「防火対象物の道路の用に供される部分」の道路とは、建築物と一体をなすと認める構造のものであって、建築物と分離構造をなす道路は含まない。

したがって、高架下に構造的に分離して設ける建築物を有する高架道路、建築物の構造と分離して設ける地下トンネル内の道路等は該当しない。

また、道路と建築物とが一体をなすと認める防火対象物の道路の用に供される部分として扱う道路は、省令第 31 条の 8 各号に規定する道路法による道路、交通の用に供される道路で自動車の通行が可能なものである。

したがって、防火対象物の関係者、利用者等が主として使用する当該防火対象物内の通路、傾斜路、駐車場進入路等及び敷地内の防火対象物への取り付け通路等は、これに含まない。

2 駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造

政令第 13 条第 1 項の表に規定する「駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階」とは、**第 10-1 図**の例に示すとおり、自動車が横に 1 列に並んで収容されている車庫のように、それぞれの車が同時に車路等を通らず直接屋外（道路、空地等）に出ることができる階をいう。

なお、2 列に並んで収容されるものも同時に屋外に出ることができると解して差し支えない（直接屋外に出ることができる部分が常時外気に直接開放されているものに限る。）。

3 発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分

- (1) 政令第 13 条第 1 項の表に規定する「その他これらに類する電気設備」には、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、油入コンデンサー、油入遮断器、計器用変成器等が含まれる。ただし、次のアからエのいずれかに該当するものは、含まない。

ア 配電盤又は分電盤

イ 発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分（この項において「電気設備の部分」という。）のうち、冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスを発生するおそれのないもの

ウ 電気設備の部分のうち、容量が 20KVA 未満（同一の場所に 2 以上の電気設備が設置されている場合は、それぞれの電気設備の容量の合計をいう。）のもの

エ 電気設備の部分のうち、冷却又は絶縁のため、油類を使用せず不燃性ガスである SF₆（六フッ化硫黄）のみを使用するもの

- (2) 電気設備の部分の床面積は、第 2 章第 3 建築物の床面積及び階の取り扱い第 2 (6)による。

4 多量の火気を使用する部分

- (1) 政令第 13 条第 1 項の表に規定する「その他多量の火気を使用する部分」とは、金属溶解設備、給湯設備、温風暖房設備、厨房設備等のうち、入力合計が 350kW 以上のものを設置する場所をいう。

- (2) 鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分（この項において「鍛造場等」という。）の床面積の算定は、第 2 章第 3 建築物の床面積及び階の取り扱い第 2 (6)による。

5 電気設備の部分と鍛造場等の部分とが同一の室にあり（区画はされていない。）、当該部分の床面積が 200 m² 以上の場合は、水噴霧消火設備等を設置する必要がある。（第 10-2 図参照）

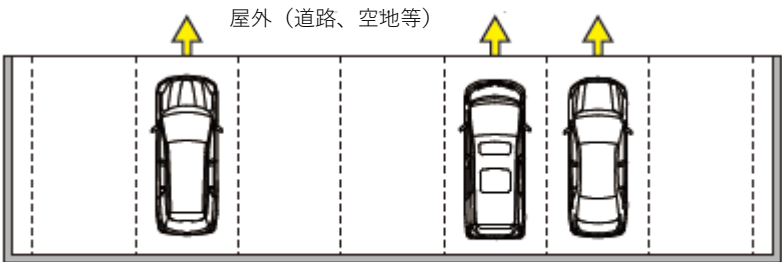
6 通信機器室

政令第 13 条第 1 項の表に規定する「通信機器室」とは、次の(1)から(5)までに掲げる室その他これらに準ずる室をいう。

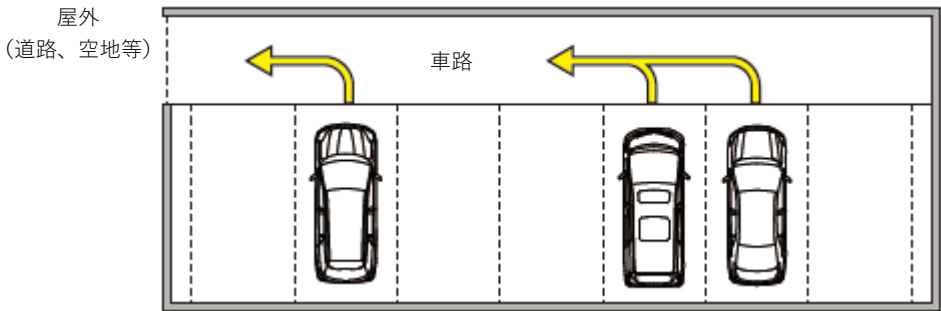
第3章 消防用設備等の設置単位

第 10 水噴霧消火設備等の設置に係る取り扱い

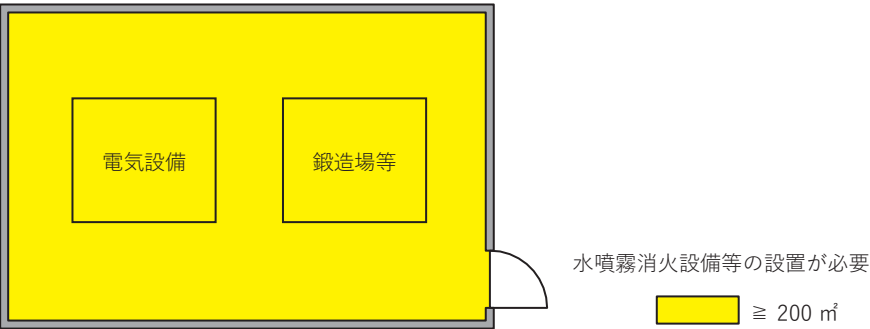
- (1) 電話通信機器室
電話通信を行うに必要な機器を設ける室で、自動機械室、市外機械室及び手動交換室（これらの機械の保守及び調整を行う電話調整室、試験室その他これらに付随する調和機室及び前室を含む。）並びにケーブル室（ケーブル内に乾燥空気を供給する装置が置かれるガス施設室を含む。）をいう。
- (2) 電報通信機器室
電報通信を行うに必要な機器を設ける室で、中継交換機械室、加入電信機械室、電信機械室及び通信室（これら機械の保守及び調整を行う加入電信試験室、電信試験室、加入電信調整室、印刷電信調整室その他これらに付随する調和機室及び前室を含む。）並びにケーブル室をいう。
- (3) 無線通信機器室
無線通信を行うに必要な機器を設ける室で、無線機械室（冷却のためのブローアール室、無線機械の保守及び調整を行う無線調整室その他これらに付随する調和機室及び前室を含む。）をいう。
- (4) 搬送通信機器室
搬送通信に必要な機器を設ける室で、搬送機械室（これら機械の管理、保守及び調整を行う回線統制室、搬送試験室その他これらに付随する調和機室及び前室を含む。）をいう。
- (5) データ通信機器室
データ通信及び料金計算を行うに必要な機器を設ける室で、データ（料金計算を含む。）通信機械室（計算機械室、データプリント室、さん検孔室、テープ保管室その他これらに付随する調和機室及び前室その他これら機械の保守及び調整を行う計算機調整室を含む。）並びにケーブル室をいう。



（認められない例）



第 10-1 図



第 10-2 図